

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

一 統合幕僚監部指揮通信システム部を廃止するとともに、統合幕僚監部に新たに後方計画部を置くこと。（第五十六条及び第六十六条から第六十九条まで関係）

二 統合幕僚監部首席後方補給官を廃止するとともに、統合幕僚監部に新たに首席指揮通信システム官を置くこと。（第七十三条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 自衛隊法施行令の一部改正（第二条関係）

一 自衛隊海上輸送群の新編に伴い、その編成に加えられる自衛艦を自衛艦旗の交付の対象に加えること。（第一条の二関係）

二 海上自衛隊大湊地区隊の新編に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第二十一条、第二十一条の二から第二十一条の四まで、第二十六条、第四百四条及び別表第二の二から別表第四まで関係）

三 航空自衛隊航空医学実験隊を航空自衛隊航空医学安全研究隊に改編すること。（第二十八条の十一関

係)

四 統合作戦司令部の新設に伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第三十条の十六、第三十条の十七及び第三十一条関係)

五 自衛隊海上輸送群の新編に伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第三十条の二十二及び第三十条の二十三関係)

六 統合作戦司令部の新設に伴い、防衛出動時(自衛隊法第七十六条第一項第一号に係る部分に限る。)における物資の収用、土地の使用等の処分を都道府県知事に要請することができる者に統合作戦司令官を追加すること。(第二百二十七条関係)

七 統合作戦司令部の新設に伴い、展開予定地域内の土地の使用等を都道府県知事に要請することができる者に統合作戦司令官を追加すること。(第四百四十三条関係)

八 船舶法等の適用除外について、自衛隊の使用する全ての船舶(水陸両用車両を含む。)が対象とされ、自衛隊法第百十一条においてこれらの船舶に対し、防衛大臣が技術上の基準を定めることとされたことから、第四百四十五条第一項のただし書を削除すること。(第四百四十五条関係)

九 統合作戦司令部の新設に伴い、統合作戦司令官の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年を年齢六十二年と規定すること。（別表第九関係）

十 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

一 統合作戦司令部の新設に伴い、統合作戦司令官を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の七号俸の俸給月額を受ける官職として定めること。（第四条及び第六条の二十関係）

二 統合作戦司令部の新設に伴い、本府省業務調整手当の支給範囲を改めること。（第八条の四関係）

三 統合幕僚監部の改編に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（別表第二関係）

四 統合幕僚監部の改編並びに海上自衛隊地方隊の地区総監部、統合作戦司令部及び自衛隊海上輸送群の新編に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別表第三関係）

五 航空医学安全研究隊の新編に伴い、異常圧力内作業等手当の支給範囲を改めること。（別表第五関係）

第四 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）

「弾薬庫」及び「燃料庫」に海上自衛隊地方隊の地区総監部が管理する施設を追加すること。（第一条関係）

第五 電気事業法施行令の一部改正（第五条関係）

自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）に設置される工作物であつて、当該船舶等以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のものを電気工作物から除くこと。（第一条関係）

第六 国勢調査令の一部改正（第六条関係）

自衛隊の使用する船舶内の居住者の住居とみなす場所に、当該船舶が籍を置く地区総監部の所在する場所を追加すること。（第二条関係）

第七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正（第七条関係）

統合作戦司令部、海上自衛隊大湊地区隊及び自衛隊海上輸送群の新編に伴い、武力攻撃事態等において市町村長が避難住民の誘導を行うよう要請できる自衛隊の部隊等の長に統合作戦司令官、地区総監及び自衛隊海上輸送群司令を追加すること。（第八条関係）

第八 施行期日等（附則関係）

- 一 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）